

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年八月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

路 線 名	蓮田白岡久喜線
供 用 開 始 の 区 間	白岡市小久喜字里一三四九番一地先から同市寺塚字仙在三九六番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供 用 開 始 の 期 日	令和七年八月十二日
備 考	令和三年八月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 七六三・四〇メートル